別表十八の二　記載要領

1　この表は、租税特別措置法第42条の４第８項第３号（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の通算法人が同項第２号（同条第18項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する適用対象事業年度において同条の規定の適用を受ける場合（同条第８項第３号イの他の通算法人が同項第２号に規定する他の事業年度において同条の規定の適用を受ける場合を含む。）に記載すること。

2　「税額控除超過額(別表六(八)付表「29」又は別表六(九)付表「28」)⑮」及び「税額控除超過額(別表六(十二)付表「17」)㉔」の各欄は、当該通算法人又は他の通算法人のうち、租税特別措置法第42条の４第８項第６号（同条第18項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある法人についてのみ記載すること。